

令和3年8月19日

問 合 せ 先	中区役所建築課 (504-2579)
	東区役所建築課 (568-7745)
	南区役所建築課 (250-8960)
	西区役所建築課 (532-0950)
	安佐南区役所建築課 (831-4953)
	安佐北区役所建築課 (819-3938)
	安芸区役所建築課 (821-4929)
	佐伯区役所建築課 (943-9745)
	(都市整備局建築指導課 504-2288)

応急修繕等に係る建築確認申請等の免除

1 支援策の内容

次の場合は、建築基準法第85条第1項の規定に基づき建築基準法の適用を除外し、建築確認申請等を免除します。

- (1) 災害により破損した建築物の応急の修繕
- (2) 被災者が自ら使用するための30㎡以内の応急仮設建築物の建築（ただし、3か月を超えて使用する場合は、市長の許可が必要（2年以内を限度））

2 要件等

- (1) 広島市全域（防火地域を除く）
- (2) 災害が発生した日から1か月以内に工事着手するもの（1(1)の応急の修繕は、工事着手時期は問いません。）